

# 平成23年度 千葉市保育料について

## 1 保育料について

保育料については、児童の属する世帯の前年分の所得税及び前年度分の市町村民税の課税額により決定し、以下の方法により通知します。

- ① 新規入所児童は「保育所入所承諾書」
  - ② 継続入所児童及び「保育所入所承諾書」に保育料の記載のない児童は「保育料決定通知書」
- なお、平成23年度の保育料（月額）は裏面記載のとおりです。

## 2 保育料の軽減制度について

同一世帯から就学前児童が2人以上同時に、下記対象施設を利用している場合、その中で最も年齢の高い児童（1人目）の保育料は基準額、次に年齢の高い児童（2人目）の保育料は1/2額、その他の児童（3人目以降）の保育料は無料とします。

※ 対象施設

保育所（園）・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・知的障害児通園施設・難聴幼児通園施設・肢体不自由児施設通園部・肢体不自由児通園施設・情緒障害児短期治療施設通所部・児童デイサービス

※ 保育所（園）以外の施設を利用し、上記に該当する場合は申請が必要となります。保健福祉センター（こども家庭課）にて申請書類一式を受け取り、必要事項を記載し提出してください。

## 3 保育料の納入等について

① **保育料の納付は、口座振替をご利用いただくようお願いします。**

※ 「口座振替依頼書」は各保育所（園）にありますので、引き落としを希望する金融機関の窓口へ直接申込みをして下さい（申込後、振替手続きが完了するまでは納付書にて納付して下さい）。

- ② 保育料は、保育所（園）に入所した月から在籍している月まで納入していただきます。
- ③ 月の途中で入退所した場合は、その月の保育料は在籍日数に応じた額を納入していただきます。
- ④ 病気、その他の理由で長期欠席または退所する場合は、前月中に保育所（園）または保健福祉センター（こども家庭課）に申し出て必要な手続きをとって下さい。
- ⑤ 督促にもかかわらず、納入のないときは差押えをする場合があります。

## 4 納付が困難な方への減免制度について

下記に該当する場合、保育料が減免になる場合があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

- ① 火災・地震・風水害等により、居住家屋等が著しい損害を受けたとき
- ② 倒産・失業等により、世帯の収入が著しく減少したとき
- ③ 父母等の傷病等により、世帯の支出が著しく増加したとき
- ④ 入所児童の傷病または父母等の傷病・出産により、通所することができないとき
- ⑤ 婚姻によらないで母となったとき

※ 申請期限は年度末（平成24年3月31日）までです。

# 平成23年度 千葉市保育料について 単位:円

階層区分	定義	3歳以上児		3歳未満児	
		基準額	1/2額	基準額	1/2額
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者が属する世帯	0	0	0	0
B	A階層及びD1～D13階層を除き 前年度分の市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
C1	A階層及びD1～D13階層を除き 前年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	3,320	1,660	4,110	2,050
C2	前年度分の市町村民税所得割の額のある課税世帯	5,280	2,640	6,170	3,080
D1	A階層を除き前年分の所得課税税額 4,300円未満の世帯	8,930	4,460	11,180	5,590
D2	4,300円以上～8,500円	12,570	6,280	14,960	7,480
D3	8,500円以上～25,000円	17,600	8,800	18,840	9,420
D4	25,000円以上～40,000円	19,310	9,650	26,650	13,320
D5	40,000円以上～56,000円	21,020	10,510	33,450	16,720
D6	56,000円以上～71,000円	22,730	11,360	40,760	20,380
D7	71,000円以上～103,000円	24,440	12,220	47,520	23,760
D8	103,000円以上～149,000円	26,150	13,070	51,180	25,590
D9	149,000円以上～413,000円	27,860	13,930	53,790	26,890
D10	413,000円以上～573,500円	30,720	15,360	56,890	28,440
D11	573,500円以上～734,000円	32,280	16,140	60,000	30,000
D12	734,000円以上～1,500,000円	33,840	16,920	65,100	32,550
D13	1,500,000円以上の世帯	35,420	17,710	70,200	35,100

※ この表において、  
市町村民税とは、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除を、  
所得税とは、寄付金控除、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別控除、認定長期優良住宅新築等特別控除、電子証明書等特別控除を行う前の額をいう。

※ 入所や誕生日の時期に関わりなく、4月1日時点の年齢を適用します。

## お問い合わせ先

課名	所在	電話
中央保健福祉センター こども家庭課	〒260-8511 中央区中央4-5-1 きぼーる11階	221-2172
花見川保健福祉センター こども家庭課	〒262-8510 花見川区瑞穂1-1	275-6421
稲毛保健福祉センター こども家庭課	〒263-8550 稲毛区穴川4-12-4	284-6137
若葉保健福祉センター こども家庭課	〒264-8550 若葉区貝塚2-19-1	233-8150
緑保健福祉センター こども家庭課	〒266-8550 緑区鎌取町226-1	292-8137
美浜保健福祉センター こども家庭課	〒261-8581 美浜区真砂5-15-2	270-3150
こども未来局 こども未来部 保育運営課	〒260-8722 中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティセンター9階	245-5726